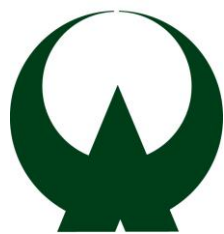


# 第2期

# 幡多西部障害者計画

平成 30 年度～平成 35 年度



宿毛市・大月町・三原村

# < 目 次 >

## 第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間及び見直しの時期	4
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の進捗状況の把握と評価	4

## 第 2 章 障害のある人の状況

### I. 宿毛市の状況

1. 身体障害者の状況	5
2. 知的障害者の状況	6
3. 精神障害者の状況	6
4. 難病（特定疾患）患者の状況	7

### II. 大月町の状況

1. 身体障害者の状況	8
2. 知的障害者の状況	9
3. 精神障害者の状況	9
4. 難病（特定疾患）患者の状況	10

### III. 三原村の状況

1. 身体障害者の状況	11
2. 知的障害者の状況	12
3. 精神障害者の状況	12
4. 難病（特定疾患）患者の状況	13

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	14
2. 計画の基本目標	14
3. 計画の施策体系	15

## 第4章 障害者の課題と施策の展開

1. お互いに思いやる、共生社会のまちづくり . . . . . 17
2. 日々の暮らしを支える支援体制づくり . . . . . 20
3. 自立と社会参加の基盤づくり . . . . . 23

### 資料編

1. 幡多西部地域自立支援協議会運営要綱 . . . . . 27
2. 幡多西部地域自立支援協議会委員名簿 . . . . . 29

### 障害の表記について

「害」という字が悪いイメージにつながり、違和感があるとして、公文書を含め、ひらがなの「障がい」という表記を使う場合も一部みられるようになってきました。ここには、障害を「害」ではなく、「個性」として認め合おうという考えが背景にあります。

ただし、法令用語などにおいては「障害」という表記が統一的に使用されており、本計画書でひらがな表記を使う場合、漢字表記とひらがな表記が混在することになります。

さまざまな検討の結果、本計画書では計画を分かりやすく、読みやすくするために統一した表記を使うこととし、今までどおり漢字で「障害」と表記することにしました。

# 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨と背景

### (1) 宿毛市・大月町・三原村の取り組み

宿毛市、大月町及び三原村では、平成22年10月に「幡多西部地域自立支援協議会」を三市町村共同で設置し、地域の障害者福祉に関するシステムづくりについて協議を行い、相談支援を中心とした様々な取り組みの中、障害者の完全参加と平等を目指した「ノーマライゼーション」の理念を継承した、「市町村障害者計画」を策定しました。その後、障害者福祉施策の基本的方向を明らかにするため、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野の関連施策との連携の下、これまでの「市町村障害者計画」の基本方針を尊重しながら計画の見直しを行い、平成24年度から平成29年度までの6ヶ年計画として「幡多西部障害者計画」、各市町村ごとの「障害福祉計画」を三市町村共同で策定し、障害のある人や障害福祉に関する取り組みを進めてきました。

この度、「幡多西部障害者計画」「第4期市町村障害福祉計画」が計画期間終了を迎えることや、これまでの取り組みに、新たな国の制度の動向を踏まえ、各市町村におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第2期幡多西部障害者計画」を策定するものです。

#### □ 障害者計画と障害(児)福祉計画の関連イメージ

### 障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」等の位置づけになります。

### 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

## (2) 障害福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、各計画の見直し、策定を行います。

### □国の動き

(年度)	国の主な流れ	概要
H18	障害者自立支援法施行	3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入。サービス体系の再編。就労支援の強化。
H19	学校教育法の一部改正	盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化。小、中学校において、学習障害(LD)や、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などへの支援。
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大。
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し(発達障害が障害者の対象となることの明確化)相談支援の充実、障害児支援の強化等。
H23	障害者基本法の一部改正	目的規定。障害者の定義等の見直し。地域社会における共生。
H24	障害者虐待防止法施行	通報の義務付け。自治体などによる調査や保護等。
	児童福祉法の一部改正	障害児施設の見直し。障害児通所支援・相談支援の創設。障害児通所支援給付費等の給付。
H25	障害者総合支援法施行	障害者自立支援法を障害者総合支援法に改正。障害者福祉サービス範囲に難病を追加。
	障害者優先調達推進法施行	障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進。障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定。
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力を生じている。
H27	難病法施行	難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が成立。難病の患者に対する医療費助成制度が確立。
H28	改正障害者雇用促進法施行	雇用の分野における、差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化。※法定雇用率算定基礎の見直しについては、H30. 4施行。
	障害者差別解消法施行	差別的取扱いの禁止。合理的配慮の不提供の禁止。国・地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別解消の推進。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援。障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応。サービスの質の確保・向上に向けた環境整備。※H30. 4施行
	発達障害者支援法の改正施行	発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実。

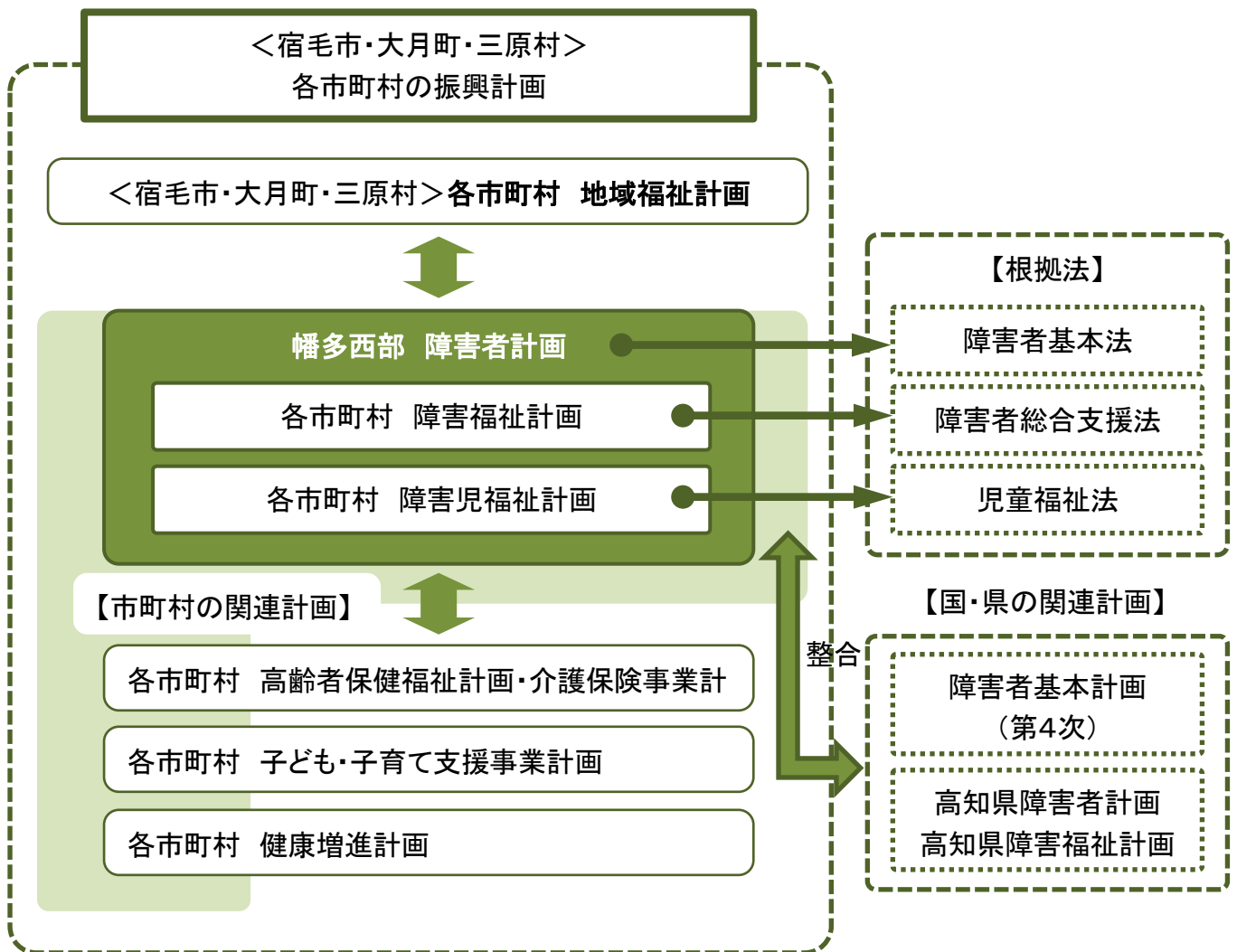
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として各市町村における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。

策定においては、国の「障害者基本計画」や、高知県の「高知県障害者計画・高知県第5期障害福祉計画」などの内容を踏まえて策定しています。また、各市町村の上位計画である「振興計画」、「地域福祉計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」は、本計画と合わせて策定する各市町村の「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」において定めます。

### □計画の関連イメージ



### 3. 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成35年度(2023年度)を目標年度とする6ヶ年計画とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 24 年度 2012年度	平成 25 年度 2013年度	平成 26 年度 2014年度	平成 27 年度 2015年度	平成 28 年度 2016年度	平成 29 年度 2017年度	平成 30 年度 2018年度	平成 31 年度 2019年度	平成 32 年度 2020年度	平成 33 年度 2021年度	平成 34 年度 2022年度	平成 35 年度 2023年度		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>幡多西部障害者計画</b> </div>													
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>市町村障害福祉計画(第3期)</b> </div>									<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第2期幡多西部障害者計画</b> </div>				
		○見直し	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>市町村障害福祉計画(第4期)</b> </div>									○見直し	
		○見直し							<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>市町村障害福祉計画(第5期) 市町村障害児福祉計画(第1期)</b> </div>				○見直し
								○見直し		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>市町村障害福祉計画(第6期) 市町村障害児福祉計画(第2期)</b> </div>		○見直し	

### 4. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、日ごろより障害福祉施策に携わる関係機関・団体の代表者等からなる幡多西部地域自立支援協議会で、各方面からの幅広い意見やパブリックコメントの意見を参考に審議・検討を行いました。

### 5. 計画の進捗状況の把握と評価

本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に幡多西部地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

## 第2章 障害のある人の状況

### I. 宿毛市の状況

#### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:22,802人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	35	27	12	12	17	13	0	116		116
聴覚・平衡	2	42	21	34	0	47	1	145		146
肢体不自由	160	147	142	177	92	41	12	747		759
音声・言語・そしゃく	0	0	9	4	0	0	0	13		13
内部	188	1	50	118	0	0	1	356		357
計	385	217	234	345	109	101	14	1,377		1,391

平成25年度(平成26年3月31日現在)

(人口:22,042人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	34	23	10	13	18	10	0	26	82	108
聴覚・平衡	3	42	22	31	0	45	1	28	114	143
肢体不自由	153	146	161	189	90	37	10	197	569	776
音声・言語・そしゃく	0	0	6	4	0	0	0	6	4	10
内部	204	3	43	136	0	0	1	80	305	386
計	394	214	242	373	108	92	12	337	1,074	1,423

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(人口:21,131人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	30	23	4	11	20	6	1	16	77	94
聴覚・平衡	4	32	16	24	0	40	0	22	94	116
肢体不自由	125	129	132	171	77	31	9	164	492	665
音声・言語・そしゃく	0	0	7	4	0	0	0	5	6	11
内部	181	3	45	131	0	0	2	72	286	360
計	340	187	204	341	97	77	12	279	955	1,246



身体障害者手帳の交付者数は、平成28年度末で1,246人であり、平成22年度末と比較すると、この6年間で145人(10.42%)減少しています。特に肢体不自由が各等級ともに減少しているため、全体的な交付者数の減少の要因となっています。

## 2. 知的障害者の状況

### ○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	重度			中度・軽度			合計			
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	6	35	57	2	61	34	31	164		195
平成25年度	5	44	56	2	61	64	23	185	24	232
平成28年度	4	42	51	1	63	70	30	173	28	231

療育手帳の交付者数は、平成28年度末で231人であり、平成22年度末と比較すると、この6年間で36人(18.46%)増加しています。

## 3. 精神障害者の状況

### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	1級	2級	3級	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	4	59	14	0	64	13	77
平成25年度	14	71	20	1	83	22	105
平成28年度	25	95	24	0	107	37	144

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成28年度末で144人であり、平成22年度末と比較すると67人(87.01%)増加しています。

### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

	受給患者数(人)
平成22年度	272
平成25年度	260
平成28年度	293

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数は平成22年度末に比べると21名増加しています。

#### 4. 難病(特定疾患)患者の状況

##### ○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

	対象疾患数	対象患者数(人)
平成22年度	33	158
平成25年度	32	165
平成28年度	47	177

※平成26年12月31日までについては、特定疾患医療受給者数  
(平成27年1月1日から制度改革による名称変更のため)

##### ※難病(特定疾患)について

難病については、昭和47年の難病対策要綱において、下記の通り定義されています。

- (1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病
- (2) 経過が慢性であり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

## Ⅱ. 大月町の状況

### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:6,148人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	10	8	3	5	8	6	0	40		40
聴覚・平衡	2	16	13	19	0	25	0	75		75
肢体不自由	62	45	47	67	46	17	3	281		284
音声・言語・そしゃく	0	0	3	1	0	0	0	4		4
内部	75	3	23	56	0	0	0	157		157
計	149	72	89	148	54	48	3	557		560

平成25年度(平成26年3月31日現在)

(人口:5,735人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	8	7	2	3	4	6	0	4	26	30
聴覚・平衡	2	16	8	15	0	20	0	14	47	61
肢体不自由	43	33	50	63	35	15	4	50	185	239
音声・言語・そしゃく	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
内部	68	2	12	40	0	0	0	28	94	122
計	121	58	72	122	39	41	4	96	353	453

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(人口:5,313人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	8	8	2	2	7	5	0	3	29	32
聴覚・平衡	2	13	6	14	0	19	0	13	41	54
肢体不自由	42	29	44	60	34	15	3	42	179	224
音声・言語・そしゃく	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
内部	77	2	14	53	0	0	0	24	122	146
計	129	52	66	130	41	39	3	82	372	457

身体障害者手帳の交付者数は、平成22年度末で560人であり、平成28年度末は457人と103人(18.39%)の減少となっています。

## 2. 知的障害者の状況

### ○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	重度			中度・軽度			合計			
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	0	10	18	1	21	12	12	50		62
平成25年度	0	11	20	1	20	11	12	45	6	63
平成28年度	0	11	17	0	20	14	11	44	7	62

療育手帳の交付者数は平成22年度から大きな変動はありません。

## 3. 精神障害者の状況

### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	1級	2級	3級	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	5	22	5	0	28	4	32
平成25年度	5	24	2	0	25	6	31
平成28年度	4	29	4	0	26	11	37

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成22年度末で32人であり、平成28年度末と比較すると5人増加となっています。

### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

	受給患者数(人)
平成22年度	61
平成25年度	57
平成28年度	68

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数は、平成22年度末と比べると7人増加となっています。

#### 4. 難病(特定疾患)患者の状況

○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

	対象疾患数	対象患者数(人)
平成22年度	18	44
平成25年度	17	48
平成28年度	17	50

※平成26年12月31日までについては、特定疾患医療受給者数  
(平成27年1月1日から制度改革による名称変更のため)

## Ⅲ. 三原村の状況

### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:1,755人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	4	2	0	1	0	0	1	6		7
聴覚・平衡	0	6	2	4	0	2	0	14		14
肢体不自由	15	12	14	19	8	3	1	70		71
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0		0
内部	15	0	4	10	0	0	1	28		29
計	34	20	20	34	8	5	3	118		121

平成25年度(平成26年3月31日現在)

(人口:1,696人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	4	4	0	1	0	1	1	3	6	10
聴覚・平衡	0	6	2	3	0	3	0	3	11	14
肢体不自由	9	13	11	19	8	4	1	15	48	64
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	17	0	4	11	0	0	1	4	27	32
計	30	23	17	34	8	8	3	25	92	120

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(人口:1,627人 単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
							18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚	3	4	1	1	0	1	0	1	9	10
聴覚・平衡	0	4	2	6	0	1	0	2	11	13
肢体不自由	9	14	8	17	7	4	1	6	52	59
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	21	0	4	8	0	0	2	5	26	33
計	33	22	15	32	7	6	3	14	98	115

身体障害者手帳の交付者数は、平成28年度末で115人であり、平成22年度末と比較すると、この6年間で6人減少になっています。全体の85.2%が65歳以上となっています。

## 2. 知的障害者の状況

### ○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	重度			中度・軽度			合計			
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	0	2	5	0	6	3	2	14		16
平成25年度	0	4	4	0	6	3	2	13	2	17
平成28年度	0	4	6	0	6	5	5	14	2	21

療育手帳の交付者数は、平成28年度末で21人であり、平成22年度末と比較すると、この6年間で5人(31.25%)増加しています。

## 3. 精神障害者の状況

### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

	1級	2級	3級	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
平成22年度	0	5	0	0	4	1	5
平成25年度	0	6	1	0	5	2	7
平成28年度	0	7	1	0	6	2	8

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成28年度末で8人であり、平成22年度末と比べると、この6年間で3人(60.0%)増加しています。

### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

	受給患者数(人)
平成22年度	20
平成25年度	13
平成28年度	14

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数は、平成22年度末と比べると、6人減少となっています。

#### 4. 難病(特定疾患)患者の状況

○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

	対象疾患数	対象患者数(人)
平成22年度	5	10
平成25年度	8	13
平成28年度	12	18

※平成26年12月31日までについては、特定疾患医療受給者数  
(平成27年1月1日から制度改革による名称変更のため)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

## ノーマライゼーションの実現

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる社会を築き、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認識を持つことが大切です。また、障害のある人が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できる生活環境や雇用機会を創出していくことも重要です。

計画の策定にあたっては、障害の有無にかかわらず、共に助け合い支え合える地域社会の実現をめざす「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とします。

#### ※ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方であり、障害者福祉の最も重要な理念です。

### 2. 計画の基本目標

本計画では下記の3つの基本目標を掲げ、本計画の基本理念の実現に向け、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

#### 《基本目標 1》 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きていく共生社会の実現に向けて取り組みを進める必要があります。そのために、障害に関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人びとが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境・生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

## 《基本目標 2》 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしが実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

## 《基本目標 3》 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもがひとりの人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。また、障害のある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

### 3. 計画の施策体系

この計画の施策体系は、下記の「テーマ」に分類し、このテーマに基づく具体的な施策と事業を「重点施策」に示します。この体系のもと、関係分野において相互連携し総合的な推進を図ります。

#### 施策の体系

基本目標		テーマ	重点施策
1	お互いに 思いやる、 共生社会の まちづくり	(1) 相互理解 の促進	①啓発広報活動の推進 ②福祉教育の推進
		(2) 権利擁護 の推進	①差別の解消 ②虐待の防止に向けた体制の整備 ③成年後見制度の利用促進
		(3) 安心・安全な 暮らしの実現	①やさしいまちづくりの推進 ②住宅・生活環境の整備 ③交通・移動手段の充実 ④防災・防犯対策の推進

2	日々の暮らしを支える支援体制づくり	(1) 保健・医療の充実	①疾病の予防・早期発見・早期治療の促進 ②障害の重度化予防・リハビリテーションの充実 ③心の健康づくり・精神保健・医療施策の充実
		(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の整備 ②障害福祉サービスの質の向上 ③地域住民との協同
		(3) 情報提供・コミュニケーション支援の充実	①情報バリアフリー化の推進 ②コミュニケーション支援体制の充実
3	自立と社会参加の基盤づくり	(1) 切れ目のない障害児支援の充実	①早期療育・教育相談の充実 ②ニーズに応じた保育・教育の推進 ③就業相談の充実
		(2) 雇用・就労支援の充実	①職業的自立への支援 ②就労の場の確保・整備
		(3) 文化・スポーツ活動の充実、社会参加の促進	①文化活動やスポーツ・レクリエーション等への参加の促進 ②社会参加の促進

## 第4章 障害者の課題と施策の展開

### 1. お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

#### (1) 相互理解の促進

住民にとって住みやすい平等な社会づくりを進めるためには、行政による各種施策の実施だけでなく、全ての住民が障害や障害のある人への正しい理解と認識が深まるよう、お互いに広報・啓発活動に努めなければなりません。

また、これまでの施策を継続的に実施するとともに、多様な方法や機会によって、関係機関、団体、事業所や家族の協力を得ながら、より多くの住民が障害のある人と交流する機会の拡充を図り、障害に対し理解を深める機会を増やします。

#### 重点施策及び施策の内容

##### ①啓発広報活動の推進

- 障害に対する正しい理解が得られるよう、市町村の広報をはじめ、各種広報の活用や関係機関・団体・ボランティア等と協働による啓発活動を支援します。
- 障害者週間等の周知に努め、各種行事へ参加するとともに、住民や障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動・交流活動を推進します。
- 障害福祉制度や地域福祉に関する情報を提供するとともに、住民への啓発をしていきます。

##### ②福祉教育の推進

- 小中学校における総合学習での体験を通じた福祉教育を推進します。
- 社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座開催等推進していきます。
- 保育の場を通して、集団の中で自尊感情をはぐくみ、相手への思いやりの気持ちを高め、他者とのよりよい関係をつくる力を育てていきます。

## (2) 権利擁護の推進

障害のある人が不当な差別や社会的障壁がなくなるように率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障害のある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

### 重点施策及び施策の内容

#### ①差別の解消

- 障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法などの関係法規に基づき、職員の対応要領の策定や相談及び紛争の防止等のための体制を整備するなど、障害を理由とする差別の解消の取り組みを推進します。
- 相互理解の促進とともに障害者差別の取り組みを進めます。

#### ②虐待の防止に向けた体制の整備

- 相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、虐待の早期発見と未然防止に努めます。

#### ③成年後見制度の利用促進

- 障害のある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く広報・啓発します。
- 地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」による利用促進、県社会福祉協議会による「地域福祉権利擁護事業」の利用促進を図ります。

## (3) 安心・安全な暮らしの実現

障害のある人や高齢者等すべての人が安全で安心して生活し、社会参加できるような環境整備が重要です。

なかでも、生活のもっとも身近にある道路や公共施設等については、バリアフリー化に努め、誰もが快適に利用できるような生活空間の整備を推進します。

また、地震・火災等の災害や犯罪により尊い生命、日常の生活が脅かされることのないよう、障害のある人や高齢者等すべての人の暮らしに配慮した防災対策や防犯対策に取り組めます。

①やさしいまちづくりの推進

- 住みやすいまちづくりを実感するため、住民参加によるまちづくりを支援します。
- 全ての人々にとって安全・安心で快適なまちづくりと、そのために求められる共助の重要性などを啓発することにより、心の壁を取り除く取り組みを推進し、地域福祉に関する意識の向上を図ります。

②住宅・生活環境の整備

- 誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン(障害がある人もない人も区別なく、誰もが使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計など)に配慮した生活環境の整備をめざします。
- 住宅改造助成制度や日常生活用具給付事業等の活用により、居住環境の整備を進めます。
- 障害のある人の生活の場として、関係機関等と連携しながら居住場所の整備を促進します。

③交通・移動手段の充実

- 運転免許取得、自動車改造の助成等の活用により、移動手段を充実し社会参加を促進します。
- 公共交通機関等の利便性の向上等については、それぞれの事業主に対して理解と協力を求めています。
- 市町村道整備を計画的に推進し、交通安全施設を含めた快適な道路環境を維持するとともに、交通ネットワークの形成を図ります。
- 違法駐車等については、住民や関係団体と連携し、違法駐車防止のための啓発を行います。

④防災・防犯対策の推進

- 災害発生時における迅速な避難誘導が行われるような防災ボランティアの体制づくりと、障害のある人の防災訓練、避難訓練への参加体制の整備、災害時や緊急時等の見守り・支援ネットワークの形成をめざします。
- 避難行動要支援者名簿の情報収集並びに適正な名簿整備・活用を行い、福祉避難所の受け入れ態勢整備及び拡充を行います。
- 家具転倒防止器具設置や耐震診断等、在宅時での災害対策等の取り組みを支援します。
- 自主防災組織の組織化・育成を図るとともに、消防、警察等各関係機関との連携・協力体制の推進をしていきます。
- 悪徳商法や特殊詐欺などによる被害を未然に防止するための講演会・学習会の開催や広報活動を推進します。

## 2. 日々の暮らしを支える支援体制づくり

### (1) 保健・医療の充実

障害のある人にとって、保健・医療の充実健康の保持、障害の重度化を防ぐために欠かせません。障害のある人一人ひとりの健康づくりへの取り組みを促しながら、健康の保持増進を図り、充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

また、障害の軽減や機能回復のため、医療機関や地域のリハビリテーション機関との連携を強化し、継続的な治療やリハビリテーションサービスを受けることができる体制を充実するとともに、心の健康づくりに関する啓発活動や相談体制の整備を促進していきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### ① 疾病の予防・早期発見・早期治療の促進

- 健康相談・健康診査等、各種保健サービスを推進し、疾病予防・早期発見・早期治療等医療の確保をしていきます。
- 発達障害についても、保健、医療、福祉、教育等の関連機関が連携し、早期発見から早期支援につながる体制を整備します。

#### ② 障害の重度化予防・リハビリテーションの充実

- 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療等の各種医療費制度を活用することにより障害の重度化を予防し、障害者がそれぞれの状況に応じた適切な医療を受けられるよう、体制づくりに努めます。
- 障害に応じた適切なリハビリテーションや機能回復訓練が受けられるよう、医療機関等との連携により医療支援体制を整備します。
- リハビリ教室・家族介護教室・デイケア等、各種サービスの利用を促進します。

#### ③ 心の健康づくり・精神保健・医療施策の充実

- 医療機関や福祉保健所との連携を深め、啓発活動や精神保健相談等により、精神疾患等の早期治療並びに日常生活の支援をするとともに、精神障害のある人やその家族に対する相談・支援体制、在宅サービス等の実施体制を整備します。
- 退院可能な患者については、退院や社会復帰が可能となるよう関係機関との連携を図りながら、患者やその家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- 住民に対する心の健康づくりを進め、精神的なストレスを解消できるよう、学校や家庭、地域における啓発活動や相談体制を整備し、精神疾患等の予防に努めます。

## (2) 生活支援の充実

障害のある人やその家族は、障害があることによって様々な不安や戸惑いを抱えています。障害のある人が地域社会で安心した生活を営むためには、相談支援体制の拡充が必要となります。

そのために、相談窓口で利用者が気軽に相談でき、適切な情報提供及び障害のある人や家族のニーズに応じた支援へと導く相談支援体制の充実を図ります。

また、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、成年後見制度等の権利擁護事業を推進し、地域社会でその人らしい活動ができるような支援ネットワークの体制づくりに努めていきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### ①相談支援体制の整備

- 相談窓口でそれぞれの障害特性に応じた情報提供ができるよう、専門性の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、相談業務の質を高めるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人や家族同士のつながりにより、情報交換や支え合いの活動ができるよう、ネットワークづくりを支援します。
- 生活の基盤となる所得保障について、公的年金制度や各種制度の周知に努めます。

#### ②障害福祉サービスの質の向上

- 障害のある人及び家族のニーズに応じたサービス等利用計画に基づき、生活の質が高められるようなサービス提供に努め、サービス利用中はその人に合ったサービス提供がされているか定期的な評価をします。
- 障害の内容・程度・ニーズに応じた適切な支援が得られるよう、利用者一人ひとりが尊重される施設づくりを推進します。
- 難病患者及び家族に対して福祉保健所や事業所等と連携し、在宅ケア体制の整備に努めます。
- 障害福祉サービスの質、量の確保に努めるとともに、障害のある人が、必要なときに必要なサービスが受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

#### ③地域住民との協同

- 身近な地域社会においても、住民間のつながりを生かし、障害を理解した地域での見守りや声かけなどの活動の取り組みを推進します。
- 地域で交流できる活動を通して、障害のある人と住民が交流する機会を拡充し、社会参加を促進します。
- 地域福祉に携わる関係機関・団体やボランティア等との連携により、活動のための情報提供や環境整備を行い、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。



### (3) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害のある人の中には、情報収集やコミュニケーションが容易に行えず日常生活に支障をきたしていることがあります。障害のある人が地域社会で自立した生活を営むためにも、障害の種別や年齢を問わず必要な情報を得られるよう、相談支援のなかで必要な情報の提供や助言を行うなど情報バリアフリー化を推進します。

また、視聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、手話通訳者等を派遣することにより、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

#### 重点施策及び施策の内容

##### ①情報バリアフリー化の推進

- インターネットなどの情報通信技術を活用し、必要な情報を利用・取得する機会の確保に努め、障害のある人の社会参加を促進します。
- 誰もが見やすく利用しやすい広報紙やホームページの作成に努めます。
- 障害者団体や障害者相談員等と連携し、各種サービスや制度等の福祉関連情報を提供します。
- 障害のある人へ各種情報機器の情報提供・利用促進に努め、情報格差の解消を図ります。

##### ②コミュニケーション支援体制の充実

- 聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。

### 3. 自立と社会参加の基盤づくり

#### (1) 切れ目のない障害児支援の充実

子どものライフステージに応じた切れ目のない支援や、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した地域支援体制の確立が、引き続き重要な課題となっています。

早期発見、早期支援は大切ですが、保護者の心理的負担も大きいいため、早期療育を進めるうえでは、保護者を含めた支援や子育てに対するフォローアップが必要です。

#### 重点施策及び施策の内容

##### ①早期療育・教育相談の充実

- 成長段階に応じた切れ目のない支援が行われるよう、一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携と支援情報の共有を行います。
- 保護者が子どもの障害を受容できるための支援に努めます。
- 障害と診断されなくても発達に不安のある子どもや保護者への支援を図ります。

##### ②ニーズに応じた保育・教育の推進

- 特別支援教育の理念に挙げられているように、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的の遅れのない発達障害も含めて、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、支援に努めます。
- 障害のある子どもの保育や教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、適切な保育・教育の向上に努めます。

##### ③就業相談の充実

- 就業を円滑に行うため、関係機関及び企業と連携を進め、適切な就業相談を行います。

## (2) 雇用・就労支援の充実

障害のある人の就労は、経済的な自立に加え、生きがいや仲間との交流を保ち、豊かな生活を送るうえで大変重要です。しかしながら、障害のある人を雇用する事業所は依然として少なく、現に一般就労している人は極少数です。

一人ひとりの能力に応じ、適切な就労活動を支援するとともに、事業主や地域住民の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。

また、就労には基本的な生活習慣の確立は重要であり、早期からの家族への支援や関わりが将来的に就労に結びつきやすいと考えます。そのために、各関係機関と連携し、制度の活用や情報を共有しながら体制の整備をしていきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### ①職業的自立への支援

- 障害のある人が、生産活動の体験や職業訓練を通して、就労に必要な知識及び能力の習得に向けた支援に努めます。
- 障害の程度や、能力、就労意欲の段階に応じた個別支援を実施し、職業訓練を終えた利用者の就労支援や、就職後も継続できるような相談体制の整備をしていきます。
- 障害のある親子への早期の関わり、また保育所や小中学校、養護学校との連携により、将来的な就労活動へと結びつくような生活の支援及びそれらに関する環境の整備をしていきます。

#### ②就労の場の確保・整備

- 社会適応訓練事業等を活用して、障害のある人の就労の場を開拓するために、地域の事業所、雇用主に働きかけていきます。
- 障害のある人へ雇用に関する情報提供を行い、ハローワークや就労支援事業所と連携を図りながら自主的な就職活動を支援します。
- トライアル雇用やジョブコーチ等の制度を活用し、就労支援を推進します。
- 短時間勤務、在宅勤務等の多様な勤務形態を活用し、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進します。
- 障害者優先調達推進法(国等による障害者就労支援施設等からの物品調達の推進等に関する法律)により策定した「市町村障害者優先調達推進方針」に基づき、障害福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進します。

#### ※トライアル雇用

トライアル雇用とは、公共職業安定所(ハローワーク)の紹介によって特定の労働者を短期間(原則3か月)の試行期間を設けて雇用し、事業所側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度のことです。事業所は一定の要件を満たして申請するとハローワークから奨励金(試行雇用奨励金)を受け取ることができます。

#### ※ジョブコーチ

身体障害のある人や知的障害のある人などに対する職業的なサービス。援護就労、あるいは援助付き雇用ともいいます。重度の障害のある人の職場に継続的に派遣され、通勤や職業訓練、職場における人間関係のづくり方、家庭との連携などについて援助サービスを提供します。

### (3) 文化・スポーツ活動の充実、社会参加の促進

障害のある人が地域社会において豊かな人間関係を構築していくためには、障害者自身の社会参加への意識の高揚を図るとともに、参加しやすい環境づくりをしていくことが重要です。

そのため、スポーツ・レクリエーション等への参加に向けた諸条件の整備に努めるとともに、文化活動への参加にも配慮した文化振興策の充実に努め、障害のある人の社会参加を促進します。

#### 重点施策及び施策の内容

##### ①文化活動やスポーツ・レクリエーション等への参加の促進

- 文化、芸能の各分野に専門的な技術や知識を有するとともに、各障害に対しても深い理解を有する指導者の育成と確保に努め、障害のある人がより広く、文化芸能に触れ、自ら創作する活動を支援します。
- 障害のある人の作品展や音楽会の開催を支援するとともに、障害のある人の文化・芸能技術活動について住民の理解を促進します。
- 知的障害のある人等を対象とした外へ飛び出せ運動会をはじめ、各種障害者スポーツ大会への参加を促進し、障害者スポーツ、レクリエーション指導員等の育成確保に努め、障害者スポーツの推進を図ります。
- 移動手段を確保することにより、文化・芸能活動、スポーツ・レクリエーション等に参加する機会を拡大します。
- 文化、レクリエーション施設等の整備にあたっては、障害のある人の利用に配慮します。
- 知的障害のある人や、住民、ボランティア等が参加し開催される療育キャンプ等の各種活動を支援します。

##### ②社会参加の促進

- 市町村が企画、運営する各種イベント等において、車椅子席の確保等、障害のある人が参加しやすい機会や場づくりを推進します。
- 障害のある人の生涯学習への参加機会を拡充するため、ボランティアグループ等による参加支援や協力体制の整備をします。
- 社会参加を促進するために、障害のある人本人の意見を尊重し、自主的な社会参加活動を支援します。

# 資料編

---

---

- 1 幡多西部地域自立支援協議会運営要綱(改正後)
- 2 幡多西部地域自立支援協議会委員名簿

# 資料編

## 1. 幡多西部地域自立支援協議会運営要綱(改正後)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市、大月町及び三原村(以下「関係市町村」という。)において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進捗管理について広く住民の意見を反映するため、幡多西部地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画等の実施に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関の代表者等で組織し、協議会の委員は関係市町村長が協議して定める候補者について、宿毛市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が参加しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員(代理人を含む。)の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(構成等)

第7条 協議会は、全体会、事務局会議、市町村部会で構成し、必要に応じて専門の事項を協議するための専門部会を置くことができる。

2 全体会は、第3条の関係機関の代表者等で構成し、所掌事項のうち重要な事項について協議し、対応を決定する。

3 専門部会は、第3条の関係機関等の事務担当で構成し、テーマ、課題に応じて随時開催し、全体会への付議等、所掌事項のうち課題別事項を協議又は決定する。

4 市町村部会は、各市町村の事務担当者、相談支援従事者及び関係機関等の事務担当で構成し、協議された各々の課題を事務局会議に報告する。

5 事務局会議は、各市町村事務局担当者、相談支援従事者及び福祉保健所事務担当で構成し、市町村部会の課題を整理し、全体会と専門部会開催に向けた所掌事項の取り扱いについて調整する。

(個人情報保護)

第8条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 この協議会の事務局は、関係市町村が共同であたる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月30日から施行する。

## 2. 幡多西部地域自立支援協議会委員名簿

	団体名	役職	氏名	備考
社会福祉関係	(福)宿毛市社会福祉協議会	会長	大塚 勉	
	(福)高知西南福祉協会 宿毛授産園	施設長	松岡 紀夫	
	(福)幡多福祉会 幡多希望の家	総務部長	井上 亮	
	(特非)ひかりの会 ひかり共同作業所	所長	山本 美佳	
	(医)祥星会 聖ヶ丘病院	地域連携室	中野 奈穂	
	(特非)つながり 共同作業所 わらわら	所長	有田 祐介	
障害者団体	宿毛市手をつなぐ育成会	会長	猪石 浩	
	宿毛市精神障害者家族会 若草の会	会長	川村 喜子	
	幡多地区身体障害者連絡協議会	会長	宮崎 俊雄	
	あした葉会	会長	有田 加衣	
教育関係	高知県立中村特別支援学校	校長	利岡 徳重	
	宿毛市教育委員会	教育次長	桑原 一	
	大月町教育委員会	教育次長	吉松 純生	
	三原村教育委員会	教育次長	中西 静男	
行政関係	高知県幡多福祉保健所	健康障害課長	山本 貴子	
	宿毛市	副市長	岩本 昌彦	
	宿毛市	福祉事務所長	河原 志加子	
	宿毛市	保健介護課長	中山 佳久	
	大月町	町民福祉課長	岡林 公美	
	大月町	保健介護課長	岡村 幹彦	
	三原村	住民課長	矢野 龍幸	



## 第2期幡多西部障害者計画

発行：平成30年3月

発行：幡多西部自立支援協議会

編集：宿毛市事務局（宿毛市 福祉事務所）

〒78—8686 宿毛市桜町2番1号

TEL 0880—63—1114 FAX 0880—63—0410

大月町事務局（大月町 町民福祉課）

〒788—0302 大月町弘見2230番地

TEL 0880—73—1113 FAX 0880—73—1380

三原村事務局（三原村 住民課）

〒787—0892 三原村来栖野346

TEL 0880—46—2111 FAX 0880—46—2114